平成２９年（フ）第３５７号
東京都武蔵野市吉祥寺北町１丁目30番14号松井荘101
破産者　下沢　廣司
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５１７号
東京都日野市落川595番地ロータスハイム201
破産者　大地　拓磨
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６０８号
東京都八王子市宮下町608番地コーポ八王子1019号、住民票上の住所東京都大田区千鳥２丁目28番４号ミナミハイツ301号
破産者　熊谷せつ子
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６４２号
東京都府中市白糸台４丁目５番地の１
破産者　安藤キヨミ
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０７号
横浜市磯子区栗木２丁目10番30号
破産者　株式会社笹本
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１５号
横浜市中区住吉町２丁目22番地
破産者　株式会社シージードラフト
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１６号
神奈川県秦野市渋沢2447番地
破産者　有限会社諸星工務店
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４４１号
名古屋市名東区新宿１丁目12番地
破産者　株式会社ＥＨＳ
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４４号
名古屋市北区北久手町231番地
破産者　有限会社スペックコーポレーション
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４６号
神戸市東灘区本山中町２－１－７セリーヌ本山２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地神戸市灘区桜口町３丁目１番１号パニエ六甲302号室
破産者　出商株式会社
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０７号
広島市佐伯区五日市町大字石内6889番地３
破産者　株式会社Ｒ・Ｎ
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１号
北海道白老郡白老町字虎杖浜76番地９
破産者　有限会社ヤマブン本間商店
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
千葉県東金市西中89番地３
破産者　**柳**田　絹江
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第５２号
千葉県山武市松尾町五反田2206番地２
破産者　鈴木　惠一
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９号
新潟県長岡市千歳１丁目１番11号　サンエイトハイツ105号
破産者　株式会社ヨシノ
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第６号
富山県小矢部市石動町４番25号
破産者　小森工業株式会社
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１４８号
岐阜県羽島市竹鼻町2967番地
破産者　株式会社京丸屋
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０５号
静岡県浜松市中区葵東２丁目25番51号
破産者　株式会社キューピック
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
静岡県磐田市草崎643番地５
破産者　有限会社ビィ・サクセス
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
兵庫県丹波市柏原町柏原2580番地の10
破産者　有限会社本田建設
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４０１号
埼玉県蕨市塚越３丁目21番３号　プランドール田村405号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市並木元町８番８－1306号
破産者　池田　雅人
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
埼玉県川口市大字辻756番地の14　アルカサール102号
破産者　秋元　　浩
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係